

第169回国会閣第20号に対する修正案

第169回国会衆議院厚生労働委員会可決

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対する修正案
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案の一部を次のように
修正する。

附則中「平成二十年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、この法律による
改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の規定は、平成二十年四月一日から適
用する」に改める。